

加入の手続き

配偶者も
加入できます！

- **加入対象** 19～59歳（年度末年齢）の厚生会会員とその配偶者。
*会員が未加入の場合、配偶者だけの加入はできません。
- **申込み** 右の二次元コードからお申込みください。
- **加入月** 毎月10日までに受け付けた申込みが、翌月1日の加入となります。
- **拠出金** 加入年齢に応じた拠出金を加入月から毎月給与天引きします。

申込はこちら



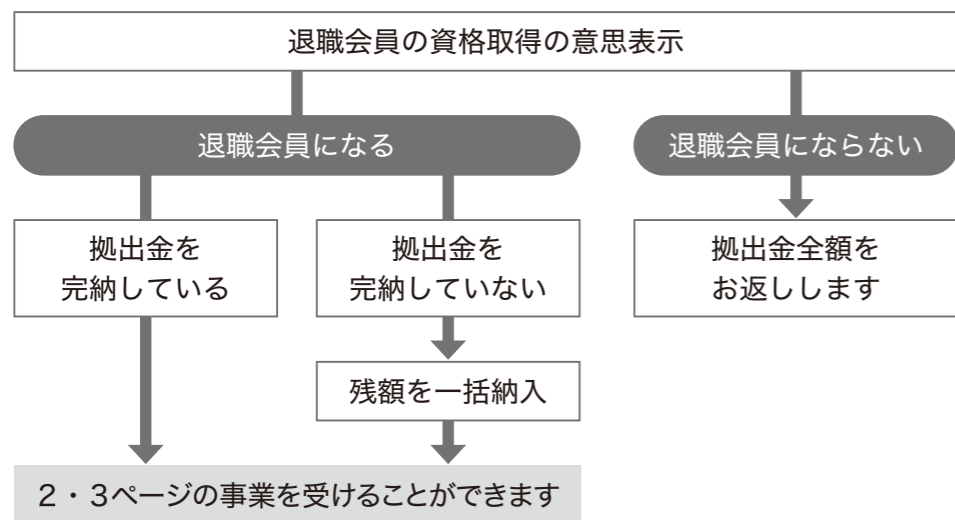
加入者拠出金表

加入年齢	月額(円)	回数	合計額(円)	加入年齢	月額(円)	回数	合計額(円)	加入年齢	月額(円)	回数	合計額(円)
19歳	1,360 (4,240)	492	672,000	36歳	2,350	288	676,800	53歳	9,570	84	803,880
20歳	1,400	480		37歳	2,480	276	684,480	54歳	11,290	72	812,880
21歳	1,430 (4,190)	468		38歳	2,620	264	691,680	55歳	13,700	60	822,000
22歳	1,470 (3,150)	456		39歳	2,770	252	698,040	56歳	17,320	48	831,360
23歳	1,510 (3,070)	444		40歳	2,930	240	703,200	57歳	23,370	36	841,320
24歳	1,550 (3,950)	432		41歳	3,120	228	711,360	58歳	35,470	24	851,280
25歳	1,600	420		42歳	3,320	216	717,120	59歳	71,790	12	861,480
26歳	1,640 (4,520)	408		43歳	3,550	204	724,200	※19歳～34歳に加入された方の最終回の月額 は表の()内の額となります。			
27歳	1,690 (4,450)	396		44歳	3,810	192	731,520				
28歳	1,750	384		45歳	4,110	180	739,800				
29歳	1,800 (4,200)	372		46歳	4,440	168	745,920				
30歳	1,860 (4,260)	360		47歳	4,840	156	755,040				
31歳	1,930 (2,290)	348		48歳	5,290	144	761,760				
32歳	2,000	336		49歳	5,840	132	770,880				
33歳	2,070 (3,390)	324		50歳	6,490	120	778,800				
34歳	2,150 (3,350)	312		51歳	7,280	108	786,240				
35歳	2,240	300	52歳	8,280	96	794,880					



退職するまでに
退職互助を
脱退する場合も、
拠出金全額を
お返しするので、
**安心して
加入できます！**

退職時の手続き



その他

- 退職するまでに退職互助を脱退する場合は、払い込まれた拠出金を全額お返ししますが、退職会員の資格取得後（配偶者は、医療給付金の受給権取得後）の任意脱退は、拠出金をお返しできません。
- 退職会員の資格を取得するには、厚生会に5年以上在会し、かつ40歳以上で所属所を退職し、拠出金を完納する必要があります。
- 健康保険法の改正又は大幅な医療費の上昇などにより、拠出金や事業内容を見直すことがあります。

(R8.4作成)

令和8年度加入のご案内

今すぐできる備えで安心！ 加入する年齢が若いほうが断然おトク！

退職互助

厚生会には、退職後の生活を支援する「退職互助」があります。
現職中は、厚生会の福利厚生事業を受けることができますが、退職後はそれができなくなります。
退職互助では、現職中に拠出金を積み立て、退職後に退職会員になることで、退職後も医療費に対する給付を受けたり、退職会員向けの行事に参加して交流を深めたりすることができます。
医療費の不安を解消でき、退職後も元気で豊かな人生を送るためにも、ぜひご加入ください。

安心

保険診療の自己負担を大きく軽減！

入院はもちろん、風邪やけが・むし歯の治療まで、退職後の医療費を10年間サポート。

1か月1病院
最大約7万円
給付

おトク

現職中の事業参加費がおトク！

退職互助の加入者は、厚生会事業の参加費を最大**1,000円**割引。
参加費 5,000円未満の場合は 500円割引
参加費 5,000円以上の場合は 1,000円割引

おトク

加入年齢が若いほど拠出金が安い！

若くに加入するほど、拠出金月額・合計額が安いので、早くからの加入がおススメ。
20歳 1,400円/月 合計 672,000円
50歳 6,490円/月 合計 778,800円

1 医療給付金事業

10年間サポート!

会員本人とその配偶者加入者が対象

- 給付期間
- 会員は、退職後10年間（60歳未満で退職した場合は、60歳～70歳の10年間）
 - 配偶者は、60歳～70歳の10年間

療養給付金

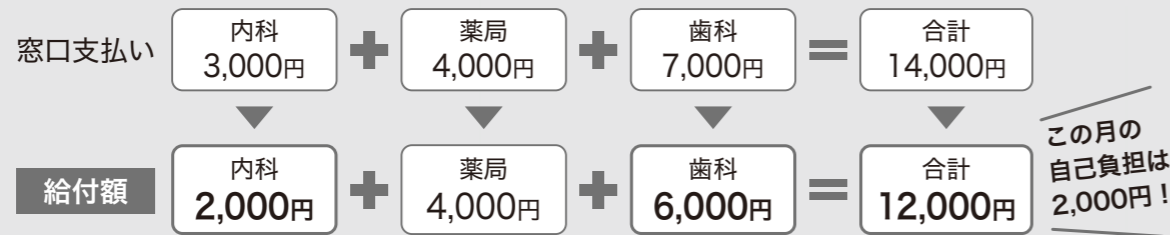
- 入院から風邪やむし歯などの通院、薬局での調剤まで、保険診療（健康保険証を使って受診した医療費）による自己負担が給付の対象。
- 1か月ごと1つの医療機関ごとでの自己負担額が1,000円を超えたとき、72,300円を上限に給付されます。
- 薬局での調剤費は、全額が給付されます。

1か月の給付例

風邪をひき、内科で受診し、薬局で薬を調剤される。
さらに、歯のトラブルで歯科にも通院。



CASE1



CASE2

思いもよらないケガで1週間入院



療養給付金の上限額が72,300円のため

7万円を超える給付で負担を大幅に軽減!



入院見舞金

10日以上入院した場合、療養給付金とは別に毎年度1回5,000円が給付されます。

人間ドック等利用助成金

人間ドックを受けたとき、15,000円を上限に自己負担費用の30%が毎年度1回助成されます。（脳ドックや各種検診も対象）

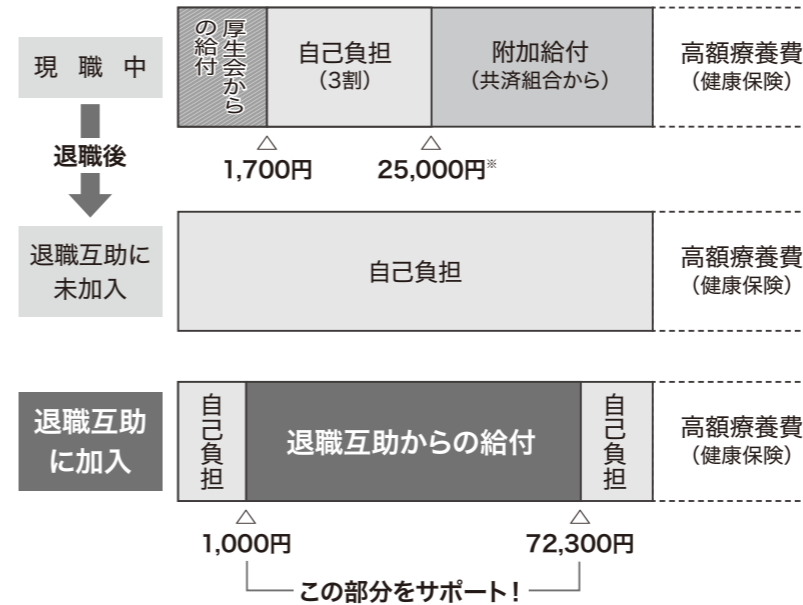
障害見舞金

身体等の障害により、療養給付金の給付を受けられなくなった場合に給付されます。
※払込済み拠出金合計額×1/2×(10年-経過年数)×1/10

死亡弔慰金付加金

退職会員の資格取得後、給付終了までに死亡した場合に給付されます。
※払込済み拠出金合計額×1/2×(10年-経過年数)×1/10

退職後の医療費のイメージ



現職中は、厚生会や共済組合からの給付があるため、医療費の自己負担額が25,000円*を超えることはありません。
※上位所得者については50,000円

どうする?こんな時

退職後は、健康保険による高額療養費以外は全額が自己負担となります。

退職互助に加入していると、療養給付金(上限72,300円)の給付があるため自己負担が大幅に軽減されます。

2 給付事業 会員本人対象

- 長寿祝金 古希・喜寿 5,000円 米寿 10,000円
- 死亡弔慰金 10,000円

3 厚生事業 会員本人対象

生き生きと 楽しい豊かな生活

退職会員版れんぼう

厚生会からのお知らせ、事業の案内など掲載。年3回発行。



厚生会事業

講演会や懇親会、グラウンドゴルフ大会を開催し交流を深めています。



支部事業

地域ごとにつくられた支部で親睦旅行や落語会、グラウンドゴルフなどの事業を行っています。

